

介護保険システム等標準化検討会 第4回合同WT

第3回WT後の標準仕様書 の変更概要

令和4年11月18日
事務局提出資料

1. 第2.1版案の主な変更内容(本編・介護保険共通)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容																						
1	○ 10月WT意見集約一覧 No6、21 「※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること」について、削除若しくは標準オプションとしてほしい。	○ 機能ID 1.6.2.、1.6.3. ご意見を踏まえ、施設入所者が住基情報と異なる宛先の場合は送付先としての登録にて対応可能であるため、※2は削除しました。なお、「要件の考え方・理由」に補足を追記しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (ID)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険 システム</th><th>認定審査会 システム</th></tr><tr><td>1.6.2.</td><td>指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、もしくは窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 <宛名シール> ■帳票詳細要件 シート：共通-03■ <宛名印刷> ※窓あき封筒に対応した宛名シート ■帳票詳細要件 シート：共通-04■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること</td><td>◎</td><td>◎</td><td>対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。</td></tr><tr><td>1.6.2.</td><td>指定した条件に該当する対象者の「窓空宛名・問合せ先」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：共通-05■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること 【補足事項】 当帳票は3つ折り時の「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空封筒に対応したものであり、印字する内容は「宛先」と「問合せ先」となる。</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>1.6.3.</td><td>宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマバーコードが出力できること。 ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること</td><td>◎</td><td>◎</td><td>対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。</td></tr></table>	機能ID (ID)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険 システム	認定審査会 システム	1.6.2.	指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、もしくは窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 <宛名シール> ■帳票詳細要件 シート：共通-03■ <宛名印刷> ※窓あき封筒に対応した宛名シート ■帳票詳細要件 シート：共通-04■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること	◎	◎	対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。	1.6.2.	指定した条件に該当する対象者の「窓空宛名・問合せ先」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：共通-05■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること 【補足事項】 当帳票は3つ折り時の「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空封筒に対応したものであり、印字する内容は「宛先」と「問合せ先」となる。	○	○		1.6.3.	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマバーコードが出力できること。 ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること	◎	◎	対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。
機能ID (ID)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由																			
		介護保険 システム	認定審査会 システム																					
1.6.2.	指定した条件に該当する対象者の宛名ラベル、もしくは窓あき封筒に対応した宛名シートを出力できること。 <宛名シール> ■帳票詳細要件 シート：共通-03■ <宛名印刷> ※窓あき封筒に対応した宛名シート ■帳票詳細要件 シート：共通-04■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること	◎	◎	対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。																				
1.6.2.	指定した条件に該当する対象者の「窓空宛名・問合せ先」を出力できること。 ■帳票詳細要件 シート：共通-05■ ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること 【補足事項】 当帳票は3つ折り時の「宛先」と「問合せ先」の2つの窓空封筒に対応したものであり、印字する内容は「宛先」と「問合せ先」となる。	○	○																					
1.6.3.	宛名を印字する帳票において、宛名情報からカスタマバーコードが出力できること。 ※1 出力する情報は対象者の送付先に対応すること ※2 対象者が施設に入所している場合、設定により入退所情報をもとに印字できること	◎	◎	対象者が施設に入所している場合、何らかの理由により住基情報と入所施設の住所が異なり、住基情報とは別の宛先に送付したい場合は送付先情報を登録してもらう想定である。																				
2	○ 10月WT意見集約一覧 No105、107、108 認定審査会システムの実装区分が実装必須機能となっているが、標準オプション機能に修正いただきたい。	○ 機能ID 1.2.7.、1.3.16. 認定審査会システムの実装区分として、事業所・所属者の口座情報、及び謝金・報酬支払は標準オプション機能としているため、当要件も標準オプション機能に見直しました。 ○ 機能ID 1.3.2. ご意見を踏まえ、認定審査会システムの実装区分を標準オプション機能に見直しました。																						
3	○ 機能別連携仕様に伴う連携要件の追加	○ 機能ID 1.1.45、1.1.46. 機能別連携仕様に健康管理システム、国民健康保険システムへの被保険者情報の提供が記載されていることから、機能・帳票要件に追加しました。																						

1. 第2.1版案の主な変更内容(被保険者資格・認定管理関連)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容																						
1	○ 10月意見集約一覧 No103、110、119 認定審査会システムについて実装不可から標準オプションに変更してほしい。	○ 機能ID 7.5.2.、7.5.5.、7.5.7.、7.5.21. 要介護認定情報を介護保険システムから認定審査会システムへ連携できる機能を標準オプションとして定めている点を踏まえ、標準オプション機能に変更しました。 また、機能ID 7.5.5.の記載内容を見直しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (旧)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>7.5.2.</td><td>過去の認定情報（取下、取消、却下等含む）のすべての履歴を参照できること。</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>7.5.5.</td><td>申請区分や申請時点の要介護度及び認定審査会の結果等の関係性において、要介護度又は認定有効期間が許容されない組み合わせの場合、認定結果情報要介護度又は認定有効期間の登録が行えないこと。</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>7.5.7.</td><td>認定審査会の結果が以下の何れかに該当する場合、認定審査結果に基づき更新認定とみなし、認定有効期間が登録できること。</td><td>◎</td><td>○</td></tr><tr><td>7.5.21.</td><td>要介護認定者に関連する情報を一覧で確認できること。</td><td>◎</td><td>○</td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		介護保険システム	認定審査会システム	7.5.2.	過去の認定情報（取下、取消、却下等含む）のすべての履歴を参照できること。	◎	○	7.5.5.	申請区分や申請時点の要介護度及び認定審査会の結果等の関係性において、要介護度又は認定有効期間が許容されない組み合わせの場合、 認定結果情報要介護度又は認定有効期間 の登録が行えないこと。	◎	○	7.5.7.	認定審査会の結果が以下の何れかに該当する場合、認定審査結果に基づき更新認定とみなし、認定有効期間が登録できること。	◎	○	7.5.21.	要介護認定者に関連する情報を一覧で確認できること。	◎	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分																						
		介護保険システム	認定審査会システム																					
7.5.2.	過去の認定情報（取下、取消、却下等含む）のすべての履歴を参照できること。	◎	○																					
7.5.5.	申請区分や申請時点の要介護度及び認定審査会の結果等の関係性において、要介護度又は認定有効期間が許容されない組み合わせの場合、 認定結果情報要介護度又は認定有効期間 の登録が行えないこと。	◎	○																					
7.5.7.	認定審査会の結果が以下の何れかに該当する場合、認定審査結果に基づき更新認定とみなし、認定有効期間が登録できること。	◎	○																					
7.5.21.	要介護認定者に関連する情報を一覧で確認できること。	◎	○																					
2	○ 管理項目との整合のため、職権に関する理由の見直し	○ 機能ID 7.5.39. 機能ID 7.5.24.の職権による操作の【対象】として記載している理由を「職権変更理由」で管理できるよう「取消理由」を削除し、「要件の考え方・理由」にその旨を追記しました。 <table><tr><th rowspan="2">機能ID (旧)</th><th rowspan="2">機能要件</th><th colspan="2">実装区分</th><th rowspan="2">要件の考え方・理由</th></tr><tr><th>介護保険システム</th><th>認定審査会システム</th></tr><tr><td>7.5.39.</td><td>要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。</td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="2">「職権変更理由」は機能ID 7.5.24.の職権による操作にて登録や修正した理由の管理を想定している。</td></tr><tr><td></td><td>【対象】 ・認定申請理由 →申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 →取消理由 →却下理由 →再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	介護保険システム	認定審査会システム	7.5.39.	要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。	○	○	「職権変更理由」は機能ID 7.5.24.の職権による操作にて登録や修正した理由の管理を想定している。		【対象】 ・認定申請理由 →申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 →取消理由 →却下理由 →再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由				※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする				
機能ID (旧)	機能要件	実装区分			要件の考え方・理由																			
		介護保険システム	認定審査会システム																					
7.5.39.	要介護認定事務における各種理由を登録・修正・削除・照会できること。	○	○	「職権変更理由」は機能ID 7.5.24.の職権による操作にて登録や修正した理由の管理を想定している。																				
	【対象】 ・認定申請理由 →申請取下理由 ・認定理由 ・却下（取下）理由 →取消理由 →却下理由 →再調査理由 ・職権変更理由 ・サービス種類変更理由 ・サービス種類指定の理由 ・処分延期理由																							
	※ 認定審査会システムでは「認定申請理由」「認定理由」「却下（取下）理由」「職権変更理由」を対象とする																							

1. 第2.1版案の主な変更内容(受給者管理関連)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容												
1	○ 10月WT意見集約一覧 No42 国保連合会インタフェース「共同処理用受給者訂正連絡票情報」について、「伝送」、「磁気」による連携が行えないため、当機能要件は削除してほしい。	○ 機能ID 6.4.8.、10.4.8. ご意見のとおり、国保連合会インタフェースでは「共同処理用受給者訂正連絡票情報」をデータによる連携は定められておらず、また、「共同処理用受給者訂正連絡票情報」の基となる「共同処理用受給者異動連絡票情報」の登録・修正・削除に関する機能(機能ID 6.4.9.、10.4.9.)は定めており、帳票「共同処理用受給者訂正連絡票情報」の作成機能(機能ID 6.4.11.、10.4.11.)は定められているため、機能ID 6.4.8.、10.4.8.は余剰な機能と判断し、削除しました。												
2	○ 10月WT意見集約一覧 No62 「国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の非課税年金対象者情報を照会する。」とは、どのような機能を想定されているのでしょうか。	○ 機能ID 6.1.24. 国保連合会より連携された「非課税年金対象者情報(年次)」および「非課税年金対象者情報(月次)」の取り込みが行える機能を想定しております。なお、機能ID 6.1.24.に対象とするインタフェース名を明記できていなかったため、※書きを追記しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.1.24.</td><td>国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の非課税年金対象者情報を照会する。 ※ 「非課税年金対象者情報」は、国保連合会インタフェース【非課税年金対象者情報(年次)】【非課税年金対象者情報(月次)】に準拠すること</td><td>◎</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	6.1.24.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の非課税年金対象者情報を照会する。 ※ 「非課税年金対象者情報」は、国保連合会インタフェース【非課税年金対象者情報(年次)】【非課税年金対象者情報(月次)】に準拠すること	◎						
機能ID (旧)	機能要件	実装区分												
6.1.24.	国保連合会に、国保連合会保有情報の利用のために最新の非課税年金対象者情報を照会する。 ※ 「非課税年金対象者情報」は、国保連合会インタフェース【非課税年金対象者情報(年次)】【非課税年金対象者情報(月次)】に準拠すること	◎												
3	○ 国保連合会インタフェース仕様との整合による見直し	○ 機能ID 6.4.15.、6.4.24.、6.4.25. 国保連合会インタフェース仕様書と機能・帳票要件を比較し、機能要件が必要と想定される連携機能を追加・追記しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.4.15.</td><td>国保連合会に、受給者異動連絡票情報の更新結果として、【受給者情報更新結果情報】を照会する。又、当情報のリスト出力ができること。 ※ 「受給者情報更新結果情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する</td><td>○</td></tr> <tr> <td>6.4.24.</td><td>国保連合会に、【受給者情報突合情報】を提供する。</td><td>○</td></tr> <tr> <td>6.4.25.</td><td>国保連合会に、【受給者情報突合結果情報】を照会する。</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	6.4.15.	国保連合会に、受給者異動連絡票情報の更新結果として、【受給者情報更新結果情報】を照会する。又、当情報のリスト出力ができること。 ※ 「受給者情報更新結果情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○	6.4.24.	国保連合会に、【受給者情報突合情報】を提供する。	○	6.4.25.	国保連合会に、【受給者情報突合結果情報】を照会する。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分												
6.4.15.	国保連合会に、受給者異動連絡票情報の更新結果として、【受給者情報更新結果情報】を照会する。又、当情報のリスト出力ができること。 ※ 「受給者情報更新結果情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○												
6.4.24.	国保連合会に、【受給者情報突合情報】を提供する。	○												
6.4.25.	国保連合会に、【受給者情報突合結果情報】を照会する。	○												

1. 第2.1版案の主な変更内容(給付管理関連)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容									
1	○ 10月WT意見集約一覧 No45 「支給決定日」について、削除してほしい。若しくは実装必須から標準オプションに変更してほしい。	○ 機能ID 8.9.1.、10.8.1. ご意見を踏まえ、各給付の申請情報に対して、支給決定をした日を設定する項目であるため、給付支払情報としての管理は不要と考えますので、削除しました。									
2	○ 10月WT意見集約一覧 No115 機能ID:8.3.1.、8.3.5.のオプションの受領委任事業者(代表者役職、氏名)について、削除していただきたい。また、「給付-05_介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)」や「給付-31_介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書(受領委任払用)」等の、「申請者(受領委任事業所)」の「代表者氏名」欄について、削除していただきたい。	○ 機能ID 8.3.1. 機能ID 8.3.1.、8.3.5.の標準オプション機能の管理項目「受領委任事業所(代表者役職、氏名)」は、機能・帳票要件(1.介護保険共通)に定めている事業所情報および所属者情報として管理可能なため、削除しました。 「給付-05_介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給事前申請書(受領委任払用)」や「給付-31_介護保険高額介護(予防)サービス費支給申請書(受領委任払用)」等の、「申請者(受領委任事業所)」の「代表者氏名」欄について、固定文言欄としているため現状のままとします。									
3	○ 国保連合会インタフェース仕様との整合による見直し	○ 機能ID 8.10.19.、8.13.35. 国保連合会インタフェース仕様書と機能比較を行い、機能要件の内容を見直しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.10.19.</td><td>国保連合会に、介護給付費等の審査結果として、【介護給付費等請求額通知書情報】、【介護給付費等審査決定請求明細表情報】を照会する。又、「介護給付費等請求額通知書」「介護給付費等審査決定請求明細表」が出力できること。 ※ 「介護給付費等請求額通知書」「介護給付費等審査決定請求明細表」は国保連合会インタフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する</td><td>○</td></tr> <tr> <td>8.13.35.</td><td><自庁・委託運用> 国民健康保険システム国保連合会、又は国保保険者に、国保連合会に計算委託をしない場合において、最新の各種データを提供する。なお、国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合に限る。</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	8.10.19.	国保連合会に、介護給付費等の審査結果として、【介護給付費等請求額通知書情報】、【介護給付費等審査決定請求明細表情報】を照会する。又、「 介護給付費等請求額通知書 」「介護給付費等審査決定請求明細表」が出力できること。 ※ 「 介護給付費等請求額通知書 」「介護給付費等審査決定請求明細表」は国保連合会インタフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○	8.13.35.	<自庁・委託運用> 国民健康保険システム国保連合会、又は国保保険者に、国保連合会に計算委託をしない場合において、最新の各種データを提供する。なお、国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合に限る。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分									
8.10.19.	国保連合会に、介護給付費等の審査結果として、【介護給付費等請求額通知書情報】、【介護給付費等審査決定請求明細表情報】を照会する。又、「 介護給付費等請求額通知書 」「介護給付費等審査決定請求明細表」が出力できること。 ※ 「 介護給付費等請求額通知書 」「介護給付費等審査決定請求明細表」は国保連合会インタフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○									
8.13.35.	<自庁・委託運用> 国民健康保険システム国保連合会、又は国保保険者に、国保連合会に計算委託をしない場合において、最新の各種データを提供する。なお、国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合に限る。	○									

1. 第2.1版案の主な変更内容(保険料関連)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容
1	○ 10月WT意見集約一覧 No32 管理項目「還付請求申請者」を実装必須から実装オプションへ変更してほしい。	○ 機能ID 4.6.9. 帳票「介護保険料還付請求書」にて記載してもらう情報であるため、管理項目として定めております。 ただし、管理項目の名称は帳票の項目名と統一できていないため、ご意見のとおり認識の齟齬も考えられることを踏まえ、管理項目の名称を「還付請求申請者」から「還付請求者」に変更しました。 なお、基本データリストのデータ項目におけるデータ出力条件と、実装区分は別の扱いとなるため、データ出力条件が”任意”だから、実装区分も”任意”という考えにはなりません。
2	○ 10月WT意見集約一覧 No61 【管理項目】のうち、非課税層細分化区分コードは標準オプション機能としてほしい。	○ 機能ID 3.1.1. 非課税層細分化区分コードは、以下のケースをどの所得段階にするかを判断するのに使用するものと考えていますが、自治体ごとの必要性が異なることから、ご意見を踏まえ、標準オプションへ修正しました。 【運用想定のパターン】 ・生活保護受給者と合計所得金額＋課税年金収入額の合計が80万円以下の非課税者を分けて取り扱いたい →2種類の該当者を分ける(1段階、2段階) ・上記の該当者を分けずに取り扱いたい →1つの所得段階とする(1段階)
3	○ 10月WT意見集約一覧 No121 機能要件にて指定されている徴収猶予決定理由コードについては、徴収猶予決定内容コードと同等の意味を持つため不要ではないでしょうか。	○ 機能ID 3.8.1.、3.8.3. 「徴収猶予決定内容コード」は申請された保険料徴収猶予を決定した結果(未変更や免除等の区分)を管理するコードとしており、「徴収猶予決定理由コード」は保険料徴収猶予を決定した理由(〇〇のため等)を管理するコードとしており、コードの利用用途が異なるため削除はせず、現状のままとします。 ただし、「減免決定内容コード」「徴収猶予決定内容コード」については、実際のコード値の内容を踏まえると、データ項目の名称は「減免決定区分コード」「徴収猶予決定区分コード」のほうがより適切と考えますので、コードの名称を変更しました。

1. 第2.1版案の主な変更内容(総合事業関連①)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容									
1	○ 10月WT意見集約一覧 No48、49 実装必須から標準オプションに変更してほしい。	○ 機能ID 10.12.5.、10.12.6. ご意見を踏まえ、他保険者にて発行した自己負担額証明書(総合事業)の情報を自保険者より国保連合会へ提供することは稀であるため、実装区分を標準オプション機能に見直しました。 ○ 機能ID 10.9.15. 当該機能は、必要機能とする自治体も一定数いると考えますが、チェック機能の要件であり、給付実績情報の管理にて必ずしも必要とする機能ではないため、実装区分を標準オプション機能に見直しました。									
2	○ 10月WT意見集約一覧 No50、51 仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】および仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成を総合事業の機能として実施する必要があると考えるため、当内容に修正(当該機能の追加)を行ってほしい。	○ 機能ID 10.12.20.、10.12.21. ご意見のとおり、国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の提供を行う運用は想定されていないため、当該情報を作成する機能に見直しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.12.20.</td><td> <委託運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。なお、国保保険者について、国保連合会に計算委託をしない場合に限る。 国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合、仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】及び仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。 </td><td>○</td></tr> <tr> <td>10.12.21.</td><td> <自庁運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。 仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】および仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。 </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	10.12.20.	<委託運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。なお、国保保険者について、国保連合会に計算委託をしない場合に限る。 国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合、仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】及び仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。	○	10.12.21.	<自庁運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。 仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】および仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分									
10.12.20.	<委託運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。なお、国保保険者について、国保連合会に計算委託をしない場合に限る。 国保保険者が国保連合会に計算委託をしない場合、仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】及び仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。	○									
10.12.21.	<自庁運用> 国保連合会に、仮算定用の最新の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】を提供する。 仮算定(勧奨通知)用の【補正済自己負担額情報(総合事業)】および仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報】より、仮算定(勧奨通知)用の【支給額計算結果連絡票情報(総合事業)】の作成が行えること。	○									

1. 第2.1版案の主な変更内容(総合事業関連②)

No	意見概要	第2.1版案の変更内容															
3	○ 国保連合会インターフェース仕様との整合による見直し	○ 機能ID 10.1.12.、10.1.11.、10.1.13.、10.9.13. 国保連合会インターフェース仕様書と機能・帳票要件を比較し、機能要件が必要と想定される連携機能等を追加・追記しました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能ID (旧)</th><th>機能要件</th><th>実装区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10.1.12.</td><td> 国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する </td><td>○</td></tr> <tr> <td>10.1.11.</td><td> 国保連合会に、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】を提供する。 国保連合会へ連携を行った【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報】について、情報の修正が必要となった場合、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】が作成できること。 </td><td>◎</td></tr> <tr> <td>10.1.13.</td><td> 国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する </td><td>○</td></tr> <tr> <td>10.9.13.</td><td> 国保連合会から連携される以下の各種請求通知書情報より、【介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報】【介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報】を照会する。 又、「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」が出力できること。 【連携情報】 → 介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報 → 介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する </td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	機能ID (旧)	機能要件	実装区分	10.1.12.	国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○	10.1.11.	国保連合会に、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】を提供する。 国保連合会へ連携を行った【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報】について、情報の修正が必要となった場合、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】が作成できること。	◎	10.1.13.	国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○	10.9.13.	国保連合会から連携される以下の各種請求通知書情報より、【介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報】【介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報】を照会する。 又、「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」が出力できること。 【連携情報】 → 介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報 → 介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○
機能ID (旧)	機能要件	実装区分															
10.1.12.	国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○															
10.1.11.	国保連合会に、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】を提供する。 国保連合会へ連携を行った【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード異動連絡票情報】について、情報の修正が必要となった場合、【介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報】が作成できること。	◎															
10.1.13.	国保連合会へ送付を行う「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」を出力できること。 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード訂正連絡票情報」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○															
10.9.13.	国保連合会から連携される以下の各種請求通知書情報より、【介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報】【介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表情報】を照会する。 又、「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」が出力できること。 【連携情報】 → 介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書情報 → 介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表 ※ 「介護予防・日常生活支援総合事業費等請求額通知書」「介護予防・日常生活支援総合事業費審査決定請求明細表」は国保連合会インターフェース仕様書に示されている帳票項目・帳票様式に準拠する	○															

2. 主な継続検討事項(残課題)

○ 令和4年度下期検討における、主な継続検討事項(残課題)は、以下のとおりである。

No	継続検討事項	検討の概要	対応の方向性
1	引越しワンストップサービス対応	引越しワンストップサービスの対応について、 <u>標準仕様書へ反映する必要</u> がある。	デジタル庁から回答があり次第対応する必要がありますが、令和5年2月9日のWTで検討できればと考えております。
2	データ要件・連携要件の全国照会の意見集約に伴う対応	令和4年7月26日「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】各論(案)」に係る意見照会について(依頼)」に伴い、デジタル庁が行うデータ要件・連携要件へ意見の反映を行うにあたり、 <u>機能・帳票要件について、一部の機能や管理項目の追加・変更が必要</u> となる。	機能・帳票要件の変更にあたり、デジタル庁とスケジュール調整が必要となりますが、令和5年2月9日のWTで検討できればと考えております。
3	指定都市に係る仕様改善(デジタル庁)	指定都市に係る仕様については、制度所管府省は、デジタル庁の主導的な支援のもと、 <u>年度内を目途に、集中的に点検を行う</u> 。(デジタル庁、指定都市及びベンダーを構成員とする検討会を立上げ予定。標準仕様書の具体的な改善提案をとりまとめ、制度所管府省に提示し、標準仕様書へ反映。)	デジタル庁からの依頼を受けて、点検を行うこととなります。
4	過剰な機能の標準オプションへの変更(デジタル庁)	機能要件について、 <u>過剰な機能</u> となっていないかについて、 <u>実装必須機能から標準オプション機能への変更に限定して、年内を目途に</u> 、デジタル庁の主導的な支援の下、 <u>集中的に点検を行う</u> 。	デジタル庁からの依頼を受けて、点検を行うこととなります。

なお、上記以外に次の事項についても対応する可能性がある。

- ・検討・課題一覧及び継続検討一覧の残課題のうち、必要かつ対応が可能な事項
- ・デジタル庁から20業務横並び調整依頼等の追加の依頼
 - ※デジタル庁が行っている「共通機能等技術要件検討会」の検討結果により各業務の標準仕様書を見直す必要があるものを含む
- ・その他、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により影響がありかつ対応が必要な事項